

要介護高齢者等おむつ給付事業の概要

I 要介護高齢者等おむつ給付事業

(1) 目的

介護が必要な状態にある高齢者に対して、おむつを給付することにより、当該高齢者等の衛生を確保し、及び介護者の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 根拠

羽村市高齢者おむつ給付事業実施要綱

(3) 対象者

次の①・②・③のいずれにも該当し、④の要件を満たす者

①羽村市に住所があり、在宅で生活している65歳以上

②生活保護法による保護の受給をしていない

③介護保険法に規定する介護保険施設等に入所していない

④次のア)、イ)、ウ)のいずれか1つに該当する方

ア) 要介護3～5の認定を受けた方で常時おむつを着用する必要がある

イ) 要介護1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる

ウ) 要支援1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる

※なお、要支援1・2または要介護1・2の方のみ、医師の意見書が必要

※意見書の発行に掛かる費用は自己負担

(4) 給付

1人1か月あたり4,000円(配送料(1,450円)を含む)を限度に紙おむつを給付

※費用の9割(3,600円)を市が負担し、1割(400円)は自己負担

(5) 手続き

①申請 市役所窓口にて申請書と医師の意見書などを提出

②決定 審査の上、給付の可否を決定し、通知

③給付 希望商品を選び、1パック単位で給付

指定業者が1ヶ月に1度、月初めに自宅に配達

※自己負担額は直接業者に商品と引換時に支払う

(6) 変遷

昭和62年 制度開始

平成22年当時 要介護認定及び要支援認定を受けている者

平成30年4月改正 現行制度

2 要介護高齢者等おむつ給付事業の状況

(1) 決算状況 ※R7は当初予算

	延べ利用者数	給付数(紙おむつ・尿取りパット)	給付額
H28	1,007人	3,148パック	3,419,314円
H29	1,077人	3,366パック	3,638,463円
H30	1,039人	3,188パック	3,559,436円
R1	1,138人	3,320パック	3,861,297円
R2	1,204人	3,471パック	4,108,212円
R3	1,470人	4,536パック	5,051,745円
R4	1,540人	4,601パック	5,308,929円
R5	1,795人	4,824パック	6,270,156円
R6	2,028人	4,925パック	7,079,247円
R7	2,093人	—	7,535,000円

(2) 支給者の状況 令和7年6月支給分 ※端数調整せず

	人数	割合
要支援1	5人	3.1%
要支援2	12人	7.5%
要介護1	23人	14.4%
要介護2	35人	21.9%
要介護3	47人	29.4%
要介護4	23人	14.4%
要介護5	15人	9.4%
合計	160人	100.0%

3 他市の状況【令和6年度状況比較】※詳細は、別途資料のとおり。

- 要支援かつ医師の意見書を要件 2市(調布市、羽村市)
- 要介護3以上を要件 18市
- 要介護1・2以上を要件 4市(八王子市、稻城市、あきる野市、西東京市)
- 寝たきり・失禁状態を要件 2市(青梅市、東大和市)
- ◎所得制限を要件 14市(八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稻城市、あきる野市)

4 審議について

自治体により支給要件に違いはあるが、要支援1・2の方を対象としている自治体は2市のみであり、要介護3や所得を要件としている自治体が多い。また、寝たきりや失禁状態について詳細な判定基準はなく、医師の意見によるものとなっている。

こうした状況から、支給要件の明確化を図り、公平・平等に支給していくため、要介護3以上や所得制限を要件としていくことについて、御審議いただきたい。